

議案第 7 号

令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 12 号）の件

令和 2 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 3 5 , 8 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 , 6 8 6 , 8 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		16,996,241	320,003	17,316,244
	1. 国庫負担金	5,826,115	75,000	5,901,115
	2. 国庫補助金	11,147,905	245,003	11,392,908
15. 府支出金		2,886,751	37,500	2,924,251
	1. 府負担金	2,088,839	37,500	2,126,339
17. 寄附金		701,301	38,641	739,942
	1. 寄附金	701,301	38,641	739,942
18. 繰入金		2,364,290	△437,112	1,927,178
	1. 基金繰入金	2,359,519	△437,112	1,922,407
21. 市債		4,197,022	476,800	4,673,822
	1. 市債	4,197,022	476,800	4,673,822
22. 自動車取得税交付金		0	4	4
	1. 自動車取得税交付金	0	4	4
歳 入	合 計	47,251,021	435,836	47,686,857

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		13,331,528	103	13,331,631
	1. 総務管理費	12,574,171	103	12,574,274
3. 民生費		17,171,930	192,237	17,364,167
	1. 社会福祉費	6,698,656	42,237	6,740,893
	2. 児童福祉費	7,331,458	150,000	7,481,458
4. 衛生費		3,560,060	243,496	3,803,556
	3. 病院費	980,000	100	980,100
	4. 上水道費	10,849	243,396	254,245
歳 出	合 計	47,251,021	435,836	47,686,857

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	文書事務	12,923
2. 総務費	2. 徴税費	固定資産税賦課事務	34,694
8. 土木費	5. 都市計画費	バリアフリー化整備推進事業（ＪＲ東貝塚駅）	77,030
8. 土木費	6. 住宅費	市営住宅官民連携事業	644,461
9. 消防費	1. 消防費	危機管理対策事業（臨時）	10,483
10. 教育費	5. 社会教育費	孝恩寺修理事業	6,250

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
マ イ ナ ポ イ ン ト 申 請 等 支 援 業 務	令和 2 年度～令和 3 年度	6,200千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
市 民 文 化 会 館 施 設 整 備 事 業	千円 30,400	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 20	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 38,400	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
民 間 保 育 所 等 整 備 事 業	18,800			そ の 他	25	3				22,700				同左	同左			
清 掃 運 搬 施 設 整 備 事 業	11,800				15	3				13,800				同左	同左			
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業	6,300				15	3				8,300				同左	同左			
学 校 施 設 整 備 事 業	319,700				25	3				333,300				同左	同左			
社 会 体 育 施 設 整 備 事 業	30,000				20	3				37,000				同左	同左			
減 収 補 填 債										150,000				20	3			
特別減収対策債										74,000				30	5			
徴収猶予特例債										216,300				1	0			
起債合計	3,517,022									3,993,822								